

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270630024	27年4月16日	27年5月15日	27年6月30日		<p>具体的な要望事項 デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。</p> <p>提案理由・現状の問題点 (1)現状の法制度における「教科用図書」「教科書」は、デジタル化されたものを認めず、それゆえに、教科書の権利制限規定や無償給付に該当せずその恩恵によくせない。このことが、電子教科書が普及しない理由のひとつになっている。タブレット端末等を使った授業を行う学校()も増えつつあるが、その中の電子教材()は補助教材であり「教科書」とは認められない。 (2)タブレット端末を導入している学校の比率9.3% (2013年8月-10月に日本教育情報化振興会によるアンケート調査結果)</p> <p>(2)デジタル化された教科書が普及すれば、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあひする協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がるが、現状はそのような教育のイノベーションの可能性が阻害されている。</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省	<p>・学校教育法第34条第1項、附則第9条 ・教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項 ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項 ・著作権法第33条第1項</p>	検討に着手	いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等において、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、平成28年度までに導入に向けた検討を行うこととされているところである。このスケジュールにのっとり、平成27年4月、専門的な検討を行うための有識者会議を設置したところであり、今後、この有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行う予定。		
270630025	27年4月16日	27年5月15日	27年6月30日		<p>具体的な要望事項 英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みができるよう、法令上の整備あるいは既存制度の運用改善を行う。</p> <p>提案理由・現状の問題点 (1)子供たちが、十分な知識と論理的思考能力をえて、将来的な起業などグローバル人材に必要な素養を備えさせることは喫緊の課題である。 (2)一方で、現状の教員だけですべてを教えるのは、困難である。特に、英語や情報(プログラミング教育等)の授業では、社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、従来にはない独創的、実地的な授業、生徒指導、生徒評価等が期待できる。また、そのような実務経験に富む人材が教えることで、グローバル感覚を身に付けることや起業家教育の観点からも意義がある。 (3)現状でも、外部人材を活用する仕組みはあるものの、課題があり、十分に普及しているわけではなく、課題解決が必要。 現在の教員免許非保有者活用制度の問題点 ・特別非常勤講師 - 教科の領域の一部しか担当できない ・特別免許状制度 - 授与手続きとして、任用しようとする者(各都道府県教育委員会、学校法人等)からあらかじめ推薦を得る必要があることが活用されていない理由のひとつ、当該制度を活用した社会人選考を実施している県市は25(平成26年度)にとどまる。 ・外国語指導助手 - あくまで教員免許を持つ教員の補佐にとどまる</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省	<p>御提案の中でも触れられておりますとおり、教員免許を持たない者でも特定の分野において優れた知識・経験等を有する社会人等に学校教育に参画して頂く(制度として、特別免許状や特別非常勤講師の制度が既にございます。</p> <p>特別免許状は通常の免許状と同様に10年間有効な免許状であり、この免許状を有している者については、教諭等として正式に採用され継続的に学校教育の場において活用することが可能となっており、御提案の「みなし教員免許の仕組み」と同等のものであると考えます。</p> <p>また、この特別免許状の授与が全国でさらに促進されるよう、平成26年6月19日に、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を文部科学省から各都道府県教育委員会に対して示したところであり、今後、各都道府県教育委員会においては、本指針に基づき、特別免許状のより一層積極的な授与がなされると考えております。</p> <p>なお、特別免許状を活用した社会人特別選考を行っている県市は平成26年度で25県市、平成27年度で29県市と拡大しているところであり、今後も特別免許状の積極的な活用がなされると考えております。</p> <p>また、教員採用等については平成23年12月に「教員採用等の改善について(通知)」を文部科学省から各都道府県・各指定都市教育委員会教育長に対して発出しており、その中で特別免許状の積極的な活用についても普及してあります。</p> <p>その後も平成26年度、平成27年度に文部科学省から各都道府県・各指定都市教育委員会と教職員人事主幹課長に対し発出している「教員採用等の改善に係る取組について(通知)」においても特別免許状の積極的な活用について普及するなど、各都道府県の教員採用等における積極的な取組を推進してあります。</p>	教育職員免許法第3条、第3条の2、第4条	現行制度下で対応可能	現行の制度のとおりです。	
270630030	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日		<p>【要望内容】 文化財保護法における史跡等の現状変更について、自治体に移譲する範囲の拡充を進めること</p> <p>【理由】 文化財保護法における史跡等の現状変更の許可権限事務については、一部、自治体に移譲されているが、例えば、施設が三階以上で2カ月以上の期間において設置される建築物等を建築する場合等については、文化庁長官の許可が必要となっている。 民間の自由な発想と活力により大阪城公園を国際観光拠点として整備するためには、特別史跡である同公園内に大規模な土産物店や商業施設、ホテル、エンターテインメント施設などの設置を可能とすべきであるため、自治体に移譲する範囲を拡充する政令改正を、早急に進めることが求められる。</p>	日本商工会議所	文部科学省	<p>文化財保護法では、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととなっています。ただし、一部の現状変更行為の許可権限は、文化財保護法施行令により、大阪市教育委員会に委譲されています。</p>	文化財保護法第25条第1項、文化財保護法施行令第5条第4項	その他	特別史跡大阪城跡は、我が国を代表する城郭遺跡であり、その地下には重要な遺構が存在しています。基本的に、このような文化財における保存や管理、活用方法(施設)の設置などの現状変更を含む)の方針は、その文化財を有する地域が定めます。特別史跡大阪城跡の場合、平成25年3月、大阪市が「特別史跡大阪城跡保存管理計画」を策定しています。よって、基本的にはこの計画にのっとり、大阪城跡の保存や管理、活用が行われます。今回、例として御提案いただいた「大規模な施設」は、史跡への重大な影響を与える可能性があることから、ただちに全般的な対応となる政令改正を行うことは困難ですが、現行の施行令の制度下においても、市が「管理のための計画」を定めることにより、個々の史跡等の固有の性質に応じた権限移譲を行うことは可能となっております〔文化財保護法施行令第5条第4項〕ので、まずは大阪市とよく協議していただければと存じます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270630039	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日		<p>【要望内容】 「周知の埋蔵文化財包蔵地」での開発事業について、届出日を工事着工前の60日前から30日前への短縮</p> <p>【理由】 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事などの開発事業を行う場合には、事業着工の60日前に、地方自治体の教育委員会を通じて文化庁長官へ届け出なければならないが、急な案件でも速やかな着工ができず、老朽化したビルの建て替えの妨げになっている。</p>	日本商工会議所	文部科学省	文化財保護法では、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならないとされています。(なお、この届出の受理については、都道府県又は指定都市の教育委員会に権限移譲されています。)	文化財保護法第92条、93条(法第184条、文化財保護法施行令第5条第2項)	対応不可	埋蔵文化財の発掘調査について定めた文化財保護法第92条における「30日」とは、期間内に届け出られた事項につき、基本的には書類上において検討を行い、調査の適否に関する判断、不適切な事項の是正の指導等を行うための期間として設定されているものです。これに対して、土木工事等について定めた同法第93条における「60日」とは、上記のような検討・対応に加え、埋蔵文化財の保存と開発事業等との調整や、その結果必要とされた措置の実施(埋蔵文化財の発掘調査)等が行われることを考慮して設定された期間です。したがって、御提案にいただいたように、この期間を「30日」に短縮することは困難であると考えます。なお、届出後60日が経過していない状態であっても、埋蔵文化財の保存措置が終了すれば、その段階で速やかに工事主体に引き渡すこともあり得ますので、急を要する場合は、建て替える地域の教育委員会とよく協議していただければと存じます。	
270831006	27年4月16日	27年5月15日	27年8月31日	対面原則・書面交付原則の徹底とIT活用新法の制定	<p>【総務省】 電子メールを利用する方法による選挙運動に使用する文書画面の頒布については、送信主体が候補者、衆議院及び参議院比例名簿発着者、政党等(候補者届出政党、衆議院及び参議院名簿届出政党等、確認団体)に限定されています。</p> <p>eTAXを運営している一般社団法人地方税電子化協議会では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、eTAXに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等に提供しているとともに、同協議会と民間ソフトウェア開発業者等との間で意見交換会を実施しております。</p> <p>行政手続オンライン化法によって、行政機関への申請・届出や、行政機関が行う通知、縦覧・閲覧、作成等の手続について、個別の法令において書面で行うこととされている場合であっても、オンラインで行うことも可能となっております。</p> <p>【財務省】 e-Taxは、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者向けに一般公開しております。</p>	内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、第17条	【内閣官房】 「検討」に着手	【内閣官房】 【総務省】 【財務省】 【財務省】	<p>【内閣官房】 具体的要望事項 (1)ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年3月にかけて、こうした手続の移行を実施しました。移行の結果は各府省庁が今後法制度の見直しをするための基礎情報となるため、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することと検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すことでIT活用促進のための法制度整備が可能になると考えております。 (2)国民が日々の生活や経済活動において情報通信技術(IT)活用による利便性を真に実感できるよう、マイナンバー制度の運用開始やパーソナルデータの活用に関する法律の見直し等、必要なITを利用するための基盤を活用しつつ、様々な分野でのITの活用や円滑な情報流通を加速させるため、必要に応じて法制上の措置の検討を行います。</p> <p>【総務省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【財務省】 平成16年10月から、eTAXホームページにおいて、eTAXの仕様公開の申し込みを受け付けることにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等が、eTAXに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。</p> <p>【財務省】 平成15年4月から、e-Taxホームページにおいて、e-Taxの仕様を一般公開することにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者が、e-Taxに対応したソフトウェアを開発することを可能としております。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
					<p>【文部科学省】 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条電子データによるものも教科用図書に該当すると明記されていないことなどから、認められていません。</p> <p>【厚生労働省】 遠隔診療の推進 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について、(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」という。)」において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様に、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>処方せんの電子化及び積極活用の早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)に基づき(厚生労働省の所管する法令の規定に基づき(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)において、対象となる具体的な書面及び電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されているところであるが、現時点で処方箋は対象とされていません。</p> <p>このため、厚生労働省の検討会や実証事業により、処方箋の電子化に当たり必要な環境整備等について、検討を行っています。</p> <p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>	<p>【文部科学省】 「学校教育法第34条第1項、附則第9条」 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項</p> <p>【厚生労働省】 医師法第20条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3、第36条の6</p> <p>厚生労働省の所管する法令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第8条、第10条等</p> <p>【国土交通省】 宅地建物取引業法第35条</p>	<p>【文部科学省】 検討に着手</p> <p>【厚生労働省】 対応</p> <p>対応不可</p> <p>対応</p>	<p>【文部科学省】 いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等において、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、平成26年度までに導入に向けた検討を行うこととされているところです。</p> <p>このスケジュールの通り、平成27年4月、専門的な検討を行うための有識者会議を設置したところであり、今後、この有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行っていく予定です。</p> <p>【厚生労働省】 本年8月10日付けで、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を発出しました。</p> <p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用を生じるおそれがあることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は投与する際に、その場所で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があります。また、この仕組みを今後とも堅持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されたところであり、要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づく(需要者の選択により使用されることとなつてもない)医薬品であつて、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものです。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬剤等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本提案を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成26年6月から施行されているが、法の附則にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況等を勘案し、要指導医薬品の販売のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしてあり、現在、制度が適切に運用されるよう周知徹底を図っている段階です。</p> <p>実証事業の結果を踏まえつつ、各種法令を遵守し、安全性の確保及び利便性の向上に資する形で今年度までに電子処方箋の導入を図ります。</p> <p>【国土交通省】 ITを活用した重要事項説明については、平成26年度に「ITを活用した重要事項説明等に係る検討会」において検討が行われた。その最終とりまとめにおいては、賃貸取引と法人間取引を対象とした「ITを活用した重要事項説明の社会実験(最大1年間)」を行い、その結果の検証のための検討会を設けて、トラブルの発生状況等を検証し、問題ないと判断されれば、賃貸取引及び法人間取引について本格運用へと移行すること、個人を含む売買取引については、検証結果を踏まえて社会実験又は本格運用を行うことを検討することとされた。これを踏まえ、国土交通省において、「ITを活用した重要事項説明の社会実験」の準備を行っており、5月14日に社会実験のガイドラインを公表、7月30日に社会実験を実施する登録事業者を決定し、8月31日より社会実験の開始を予定しているところ。</p>				

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270831009	27年4月28日	27年5月15日	27年8月31日		各種手続き・事務対応の環境改善のための既存制度・法令の総点検・見直し (1) 対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃 ・不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁 ・遠隔医療の推進 ・処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 (2) インターネット上での情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃 ・デジタル教科書の承認 ・処方箋の電子化及び機械活用の早期実現 ・金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 ・インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁) ・株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化 ・不動産取引における重要事項説明書面・媒介契約書面及び宅建法37条書面の電子化 (3) 各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃 ・会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進(行政手続オンライン化法、商業登記法、e文書法等) ・個人及び法人による円滑な電子署名と電子認証の実現(電子署名法) ・電子私書箱の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討) ・民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現 ・政府・自治体から国民への書類通知や証明書発行も電子交付にする ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。	(一社)新経済連盟	【内閣官房】 ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。 マイナンバー法において、市町村長は、申請に基づき、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他の事項が記載され、本人の写真が表示された個人番号カードを交付することとされています。 また、マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。	【内閣官房】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条、第9条、第17条	【内閣官房】 検討に着手	【内閣官房】 ご指摘の通り、対面・書面交付等が法令で規定されている制度の見直しは、IT活用を促進する環境整備のためには不可欠であるとの考えから、昨年12月より本年9月にかけて、こうした手続の廃止を実施しました。廃止の結果は各府省庁が各府省庁の地裁を踏まえた上で、基礎情報と照らして、各府省庁において毎年調査を行い、最新の情報を把握することを検討中です。また、法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、オンライン化等が有効であると考えられる手続に関しては、各府省庁が検討対象手続・検討スケジュールを設定し、実行に移すこと(IT活用促進のための法制度整備が可能になると考えております)。 ・マイナンバー制度を活用した本人確認・属性確認の実現(マネロン法令、携帯電話・不正利用防止法令、年齢確認を求める各種法令等) ・マイナンバー制度を活用した各種名簿管理の正確性向上と負担軽減のための枠組みを整備(上場会社の株主名簿管理、選挙人名簿の管理、公的資格保有者の管理の事務対応等) ・個人番号カード等があれば、どこからでも投票ができるようになる制度の検討。 マイナンバー制度を我が国を支える重要なインフラとするべく、マイナンバー制度活用範囲拡大に向けて、新設総務省専門調査会(マイナンバー等分科会)などを通じてマイナンバー・個人番号カード、マイナンバーの具体的な利活用策について幅広く検討中であり、今後、推進に向けて関係府省庁と検討を進めてまいります。ご提案頂いたマイナンバー制度を活用した公的個人認証や資格等の各種属性証明、選挙制度の見直し等についても、今後も継続的に関係者と検討を進めてまいります。	個人番号カードは、券面に顔写真及び基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等が記載され、また、ICチップには公的個人認証サービスによる電子証明書が搭載されていることから、日本国内住民票のある誰もが取得できる身近な公的身分証明書として、対面及びオンライン上の様々な場面で身分証明の手段として利用することが可能です。 マイナンバー法においても、身分証明書としての個人番号カードの利用を制限していません。	他方、マイナンバーについては一般の個人情報と比較してより厳格な取り扱いが求められており、その利用範囲はマイナンバー法に規定された範囲に限定されています。マイナンバーの利用範囲の拡大については、マイナンバー法の附則において、マイナンバー法の施行後3年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるものとされているところです。
							【総務省】 ・電子メールを利用する方法による選挙運動に使用する文書図画の頒布については、送付主体が候補者、衆議院及び参議院比例名簿登載者、政党等(候補者届出政党、衆議院及び参議院各党派届出政党等、確認団体)に限定されています。 インターネットを利用した投票については認められていません。	【総務省】 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第142条の4 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第6章	【総務省】 対応不可	【総務省】 平成25年に成立したインターネット選挙運動に係る公職選挙法の改正は、議員立法として提案され、国会における御議論を経て行われたものです。その際、改正法の附則において、一般の有権者の電子メール解禁については、インターネット選挙運動の実施を、適切な措置を講ぜられるものとするとしており、また、解禁後の諸課題の検討等を行うため、各党協議会が設置され、議論がなされてきていると承知しています。一般有権者への電子メール解禁等を含むインターネットを利用した選挙運動のあり方については、選挙制度の根幹に関わる重要な事柄であり、これまでの改正経緯を踏まえ、各党各会派において御議論いただくべき事柄であると考えています。	「個人番号カードあれば、どこからでも投票できるようにする制度」とは、インターネットを利用した投票を念頭においていると思われるが、インターネットを利用した投票については、投票内容が外部から覗かれたり、変更を加えられたりする危険がないのか、第三者による立会いがない中で、選挙人が外部からの影響を受けずに自由意思によって投票できる環境をいかに確保するか、などの課題があり、こうした課題の解決に向けた技術面や制度面での環境整備の状況を見極めた上で、国民的なコンセンサスを得ながら、検討を進めていく必要があると考えています。	
eLTAXを運営している一般社団法人地方税電子化協議会では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、eLTAXに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等に提供しているとともに、同協議会と民間ソフトウェア開発業者等との間で意見交換会を実施してあります。	地方税法(地方自治法、同法施行令)	現行制度下で対応可能	平成16年10月から、eLTAXホームページにおいて、eLTAXの仕様公開の申し込みを受け付けることにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者等が、eLTAXに対応したソフトウェアを開発することを可能としてあります。									
					【財務省】 国税庁では、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されるように、e-Taxに関連する仕様を民間の財務・会計ソフトウェア開発業者向けに一般公開してあります。	【財務省】 -	【財務省】 現行制度下で対応可能	【財務省】 平成15年4月から、e-Taxホームページにおいて、e-Taxの仕様を一般公開することにより、民間の財務・会計ソフトウェア開発業者が、e-Taxに対応したソフトウェアを開発することを可能としてあります。				
					【文部科学省】 現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当すると明記されていないことなどから、認められませんが、	【文部科学省】 ・学校教育法第94条第1項、附則第9条 ・教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項 ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第9項	【文部科学省】 検討に着手	【文部科学省】 いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、規制改革実施計画(平成26年6月24日開催)に基づき、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれに関連する教科書検定制度の在り方について、平成28年度までに導入に向けた検討を行うこととされているところです。このスケジュールの通り、平成27年4月、専門的な検討を行うための有識者会議を設置したところであり、今後、この有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行っていく予定です。				

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
					<p>〔厚生労働省〕 遠隔医療の推進 遠隔診療については、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)については、平成9年12月4日付建設省第1075号厚生省健康政策局長通知、以下「平成9年遠隔診療通知」といふ。において、その基本的考え方や医師法(昭和23年法律第201号)第20条等との関係から留意すべき事項を示しています。</p> <p>処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進 処方箋医薬品が含まれる調剤された薬剤及び薬局医薬品は、薬局において、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>また、要指導医薬品については、薬局又は店舗販売において、同様、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うこととしています。</p> <p>処方箋の電子化及び情報活用の早期実現 民間事業者が行うこととされている書面の保存、作成、交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号)に基づき(厚生労働省の所管する法令の規定に基づき(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)において、対象となる具体的な書面及び電磁的手法で行う場合に遵守すべき事項が規定されているところであるが、現時点で処方箋は対象とされていません。</p> <p>このため、厚生労働省の検討会や実証事業により、処方箋の電子化に当たり必要な環境整備等について、検討を行っています。</p>	<p>〔厚生労働省〕 医師法第20条</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3、第36条の4、第36条の6</p> <p>厚生労働省の所管する法令の規定に基づく(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)第3条、第5条、第8条、第10条等</p>	<p>〔厚生労働省〕 対応</p> <p>対応不可</p> <p>対応</p>	<p>〔厚生労働省〕 本年8月10日付け、平成9年遠隔診療通知における遠隔診療の取扱いを明確化する通知を发出しました。</p> <p>処方箋により調剤された薬剤及び薬局医薬品は、その効果・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用を生じおそれがあることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者等に販売又は授与する際、その場所等薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行う必要があります。また、この仕組みを今後とも堅持することが、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案の審議において、衆議院厚生労働委員会により附帯決議されたところであり、要指導医薬品は、薬局医薬品から薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく(需要者の選択により使用されることとなつて)問もない医薬品であつて、製造販売承認後の安全性調査の調査期間が経過していないものです。当該調査期間中、当該医薬品の適正使用をできる限り確保することにより、健康被害等の発生を最小限に抑えるため、処方箋により調剤された薬局等に準じた最大限の情報収集等を行い、薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことが必要となります。</p> <p>以上より、本規定は国民の安全を守るための制度であり、本提案を実施することは困難です。なお、本制度は、法改正により平成26年6月から施行されているが、法の附則にて、施行後5年を目途として、販売の実施状況を勘案し、要指導医薬品の販売のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるとしてあり、現在、制度が適切に運用されるよう周知徹底を図つている段階です。</p> <p>実証事業の結果を踏まえつつ、各種法令を遵守し、安全性の確保及び利便性の向上に資する形で今年度までに電子処方箋の導入を図ります。</p>				
					<p>〔国土交通省〕 宅地建物取引業法第34条の2に定める書面(媒介契約成立後の書面)、第35条に定める書面(重要事項説明書)及び第37条に定める書面(契約成立後の書面)については、書面に交付する必要がある。</p> <p>宅地建物取引業法第35条に規定される重要事項説明については対面で行う必要がある。</p>	<p>〔国土交通省〕 宅地建物取引業法第34条の2、第35条及び第37条</p>	<p>〔国土交通省〕 検討に着手</p> <p>検討に着手</p>	<p>〔国土交通省〕 宅地建物取引業者が交付する書面の電磁的方法による交付については、平成26年度にITを活用した重要事項説明等に係る検討会において検討が行われ、その最終とりまとめにおいて、「電磁的方法による交付を法令上可能とすることについて検討すべき」とされたところ。</p> <p>ITを活用した重要事項説明については、平成26年度にITを活用した重要事項説明等に係る検討会において検討が行われた。その最終とりまとめにおいて、賃貸取引と法人間取引を対象としたITを活用した重要事項説明の社会実験(最大2年間)を行い、その結果の検証のための検討会を設けて、トラブルの発生状況等を検証し、問題ないとは判断されれば、賃貸取引及び法人間取引について本格運用へと移行すること、個人を含む賃貸取引については、検証結果を踏まえて社会実験又は本格運用を行うことと検討することとした。これを踏まえ、国土交通省において、ITを活用した重要事項説明の社会実験の準備を行っており、5月14日に社会実験のガイドラインを公表、7月30日に社会実験を実施する登録事業者を決定し、8月31日より社会実験の開始を予定しているところ。</p>				
271120003	27年9月11日	27年10月13日	27年11月20日		<p>・具体的内容 大都市において、歴史ある私立認可保育所が今回の子ども子育て支援法の主旨に賛同し、地域のニーズを踏まえて、幼保連携型認定こども園に移行したいと考へても、大都市特有の土地確保の難しさ、高額な土地価格のため、既存施設の園庭の面積が基準に届かず、移行できない、については現行の保育所認可基準となるよう緩和していただきたい。</p> <p>・提案理由 子ども、子育て支援制度において幼保連携型認定こども園移行する際、既存施設からの移行特例が認められているが、当協会の会員(887施設)へのアンケート調査では回答を得た407施設のうち563施設が園庭の基準を満たしていない為移行することができないとの結果が出た。更に該当施設のうち2割は、従来は必要面積基準を満たさず園庭があったが、待機児童解消の為、園庭を狭く施設を建築、改築をしたことにより基準を満たさなくなった施設が存在する。また、全国の待機児童のうち約3割が東京の待機児童であり、8割以上が大都市部に集中している状況であるが、この地域においては園庭増設の為の土地等の取得が大変困難である。特に土地に開ける部分は、法人や施設がどんなに努力しても解決できない部分であり、土地の要件のみが原因で幼保連携型認定こども園に移行できないという基準では、大都市部に所在する園庭のない認可保育所にとっては選択が狭められる結果となっている。待機児童解消のため、殊更多額の借金をして園庭を狭く、園舎を大きく建てて定員を増やすなどの努力をしてきた施設が、今回の基準において、結果的に移行しにくくも移行できない状態になっている現状もある。</p> <p>大都市に所在する現に通直に運営されている認可保育所が、幼保連携型認定こども園へ移行できないものはないよう、大都市特例や特区等の対応により、園庭基準について保育所認可基準に準ずる緩和措置を提案する。</p>	<p>(一社) 東京都民間保育協会 厚生労働省</p>	<p>内閣府 文部科学省 民間保育協会 厚生労働省</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成27年内閣府文部科学省、厚生労働省令第一号)に定められています。基本的に幼稚園と保育所の基準の高い方を引き継ぐこととしており、園舎と同一もしくは隣接した位置に、以下の基準を満たす園庭を設置する必要があります。</p> <p>(参考) 最低面積：下記1、2のいずれか大きい方に3を足したものの 1 2学級以上の場合 330 + 30 × (学級数 - 1) m² 3学級以上の場合 400 + 80 × (学級数 - 3) m² 2 3.3mに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 3 3.3mに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>なお、平成27年3月31日以前に運営されていた保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合等には、園庭の面積については保育所認可基準面積が適用される特例が設けられています。また、園庭の位置については、2歳児分の必要面積に限り、一定の要件を満たした代替地を算入することができる特例が設けられています。</p>	<p>対応不可</p>	<p>園庭の位置については、幼保連携型認定こども園が児童福祉施設である一方で、学校として幼児教育を行う施設でもあることに鑑み、教育的観点(子どもが主体的に自らの意思で自由に利用できる身近な環境の実現等)から、園舎と同一もしくは隣接した位置に設置する必要がありまふ。</p> <p>なお、ご指摘のような事例については、保育所型認定こども園に移行することが可能であると考えられます。</p>		
271120011	27年10月21日	27年11月9日	27年11月20日	給付型奨学金の創設	<p>自分は独り身なので、自分の死後、遺産で給付型の奨学金を創設してもらおうと国立大学に申し出たが、国立大学法人運用規則で、財力が禁止されているとして断られた。単身者でこのような希望を持っている者他にもいれると思われ、有効活用するために、規制緩和をしてはどうか。</p>	個人	文部科学省	<p>国立大学法人が個人からの寄附を受け入れること、受け入れた寄附金を基金化し運用すること、及び基金を基に給付型の奨学金に充てることができる。ただし、余剰金の運用の方法は、法令で規定されています。</p> <p>国立大学法人法第35条 独立行政法人通則法第47条</p>	<p>事実誤認</p>	<p>現行の制度において、規定された範囲内で余裕金の運用は可能となっております。大学に再度お問い合わせください。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271130014	27年10月28日	27年11月18日	27年11月30日	準学校法人になるための各規程・制約の緩和について	私は、現在中野区で日々母乳に悩むお母様方に乳房マッサージ治療・ケアを行う傍ら、提式乳房マッサージ法研究所として研修生(助産師)を受け入れ、後進の指導を行っている(株)つづみ式(代表の堤 尚子(助産師))と申します。現在一年間に約20人の研修生を受け入れ、日夜乳房マッサージ法の座学・実技の授業を行っております。 それ以前より当研究所を「準学校法人化(専修学校)」にできないものかと考え、幾度か行政機関(東京都庁)を訪ねましたが、1年間の受け入れ人数基準の不足あるいは建物の広さ基準の不足等を指摘され、思うように進めません。現在の「準学校法人化」のための受け入れ人数基準は年間最低80人という事であり、当方は年間約20人ほどです。理由は、 ① ところが乳房マッサージというものは、確かな知識と高い技術力が必要であり、一年間で大人教を育成していくには甚だ困難です。従って年間20人から多くて30人くらいが限度なのです。その様な理由から、たまたま人数不足だから難しいというのではなく、昨今の学校の多様化が進む中、教える内容によって受け入れ人数も弾力的に考えてほしいと考えます。 ② また建物の広さ基準でも、生徒総定数が約40人ならば一般の専門学校基準では校舎の広さが最低380㎡以上、普通教室が最低2クラス以上というものがあります。当研究所(自社ビル)の広さが356㎡2あり、これも僅かながら不足しており、教室も1クラスしかありません。しかし、年間20人・30人の受け入れ数であれば、学校の授業として不都合はありません。 ③ お母様方の母乳育児に対する不安及び乳房トラブルへの悩みは多く増えています。その不安・悩みを除去し、確実な乳房トラブルを改善していくためには、確かな知識と高い技術力を備えた助産師の育成が急務です。現在の助産師教育は分岐管理が主であり、乳房管理学の講義時間は極めて少ない状況です。産前・産後の乳房管理は非常に重要であり、それを補完する意味でも私どもの様な研修学校は必要なのです。そのために私は、養成機関としての準学校法人化を是非実現したいと思っております。 以上のとおり、準学校法人化に向けての規制・制約は多いのが現状です。時代に沿って学校のあり方も変化していくわけですから、その基準・制約の緩和を要望する次第です。	株式会社 つづみ式(提式乳房マッサージ法研究所)	文部科学省	準学校法人とは、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人です(私立学校法(昭和24年法律第270号)第4条第4項)、準学校法人の所管は都道府県であり、国が定める「準学校法人の認可基準(私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文部省第66号各都道府県知事へ文部次官通達))」の他に、都道府県が加重的基準を設けています。 また、専修学校や各種学校についても、国が定める基準(専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、各種学校規程(昭和31年文部省令第31号))があつたが、これに加え、都道府県が加重的基準を設けている場合があります。	準学校法人認可基準 学校教育法 専修学校設置基準 各種学校規程	御指摘の準学校法人の設立認可に関わる生徒80人以上という要件については、「準学校法人の認可基準(私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文部省第66号各都道府県知事へ文部次官通達))」において定められている要件です。しかし同基準では、同時に、「課程または地域の特殊性その他特別の事由があると認められる時は、これらの要件を下まわることができ、としており、設置認可権者の東京都が特別の事由、がある」と認めれば、密着した人であることまでは求めていません。また、準学校法人の認可基準においては、校舎面積について特段制限を設けていないところですが、 なお、準学校法人の認可基準とは別に、設置しようとする学校の種別(専修学校又は各種学校)により、それぞれの学校の基準を満たす必要があります。 すなわち、専修学校を設置する場合には専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)を満たす必要があり、この場合は、教育を受ける者は常時40人以上であることが求められます(学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条第3号)。専修学校は、各種学校とは異なり、組織的な教育活動を行うことを特色とする学校種として法律で位置づけられており、この要件はその根幹をなすものとなっています。 他方、各種学校については各種学校規程(昭和31年文部省令第31号)が定められており、これについては、教育を受ける者の人数制限は設けていません。また、校舎面積の定めはありませんが、これについても、「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」(各種学校規程第10条第1項)としており、設置認可者の東京都が特別の事情、があると認めれば、柔軟な対応も可能になっているところですが、 なお、上記の基準はあくまで国として定める最低基準であり、これを参照しつつ、各都道府県において独自に基準を定めるところです。	
271130015	27年10月30日	27年11月18日	27年11月30日	カルタヘナ法研究開発二種省令第四條の定める拡散防止措置対応施設のうち、希望する施設を対象にP1施設登録制度を運用する。登録に際しては、施設概要(所在、設備、管理体制、緊急時対応と連絡先)と事故等を想定した対応策(1)を届出する。施設登録により法律二条に基づき(告示第二の二項)と重複する内容は対応済みとみなす。また、事故等が発生した場合であつて、届出事例に該当することを実施機関の安全委員会が判断した場合には、予め定めた対応に基づき対処する。 1.当該施設等において破壊その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について法律第十二条の主務省令で定められた拡散防止措置を執ることができないとき(事故等)の想定と対応を記載する。 (提案理由)日本国内においてカルタヘナ法の国内措置に関わる法令を遵守しつつ創薬に関する研究開発をおこなう場合、研究機関の負担は大きい。海外との研究連携時に、政府発行の認定番号や事故の対応・措置の提示が求められることがある。EU諸国と同様にP1施設に登録制度を導入することで、P1登録施設は、国際的には認定機関の番号を提示でき、また事前登録によって、実施機関内において申請件数の多いP1実験における各実験申請ベースでの個別確認項目を軽減し、畜産・畜舎管理のかなり部分の効率化、省力化を達成できる。一方、事故等については、平成18年のカルタヘナ法施行以来、事例とその対応の集積が行われてきており、様々な事例が共有されてきた経緯がある。これらに基づき、対応策を予め機関独自に定めて届出しておく事は、拡散を最小限に抑える意味で重要である。 2.生物多様性条約に批准していない米圏を除く(EU加盟国では、施設登録制度による運用がなされておらず、研究連携時、各国監督機関発行の認定番号の提示による確認が行われる。また登録に際し、各拡散防止措置レベルに応じた事故時の対応・措置を記載する(リスクの高いものについては確認)ことが求められる。	日本/イオ産業人会議	文部科学省 環境省	カルタヘナ法は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「議定書」という。))の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として策定された法律です。同法において、遺伝子組換え生物等を第二種使用等する者は拡散防止措置を執らなければならないとされています。また、同法においては、遺伝子組換え生物等の第二種使用等において、事故等が生じた場合には、応急措置を執るとともに、主務大臣への届出を行うことが義務づけられています。 研究開発二種省令は、同法に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定めており、遺伝子組換え実験を行うに当たっては、適切な拡散防止措置を執らなければならないとされています。当該拡散防止措置としては、遺伝子組換え実験を行ったための施設の要件及び実験に当たり遵守すべき事項を定めています。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための国内法であるカルタヘナ法において、遺伝子組換え生物等を第二種使用等する者は拡散防止措置を執らなければならないとされています。当該拡散防止措置は、遺伝子組換え実験を実施する施設等の要件と遺伝子組換え実験を実施するに当たっての遵守事項からなっており、特に、P1レベルの拡散防止措置については、施設の要件は「実験室が、通常の生物の実験室としての構造及び設備を有すること」と定められているのみであり、その他に様々な遵守事項が定められています。このため、P1レベルの遺伝子組換え実験に当たっては、各研究機関等において、遺伝子組換え実験を実施するに当たって遵守する事項を含め、適切な管理を行い、カルタヘナ法の目的である生物の多様性の確保を図る必要があります。 なお、遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する事故等が生じた場合、カルタヘナ法第15条第1項に基づき、応急措置を執るとともに、主務大臣に届出をいたす必要があります。この際、事前に各研究機関等において、過去の経験も踏まえ事故等を想定した対応策を策定されることは、事故に際して適切な応急措置を速やかに執る観点からも適切な対応と考えます。	対応不可	
271130016	27年10月31日	27年11月18日	27年11月30日	デジタル教科書の承認による教育イノベーション 具体的な内容 デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。 提案理由 現状の問題点 ①現状の法制度における「教科用図書」「教科書」は、デジタル化されたものを認めて、それゆえに教科書の権利制限規定や無償給付に該当せずその思惑にくせない。このことが、電子教科書が普及しない理由のひとつとなっている。タブレット端末等を使った授業を行う学校(も増えつつあるが、その中の電子的な教材はあくまで補助教材であり「教科書」とは認められない。 タブレット端末を導入している学校の比率9.3% (2013年8月・10月に日本教育情報振興会によるアンケート調査結果) ②デジタル化された教科書が普及すれば、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあひ学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がるが、現状はそのような教育のイノベーションの可能性が阻害されている	(一社)新経済連盟	文部科学省	現時点においても、副教材としていわゆる「デジタル教科書」を用いることは可能ですが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用する場合は、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていません。	学校教育法第34条第1項、附則第9条 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第2条第2項 著作権法第33条第1項	いわゆる「デジタル教科書」の制度化については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等において、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方などについて、平成28年度までに導入に向けた検討を行うこととされているところですが、このスケジュールにのっとり、平成27年度から、専門的な検討を行うための有識者会議において、いわゆる「デジタル教科書」に関する様々な課題について検討を行っているところです。	検討に着手	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
271231031	27年11月2日	27年12月9日	27年12月31日	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	<p>【提案の具体的内容】 オンデマンド授業コンテンツにおいて、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける</p> <p>【提案理由】 オンデマンド授業コンテンツにおいて、他者が権利を持つ著作物を使用する場合、原則的にすべて権利者の許諾が必要となる。現行の著作権法では、学校教育の場では、許諾なく著作物の使用が認められているが、これは、あくまでも教室で行われる対面での授業のみを対象とした規定であり、インターネット上のサーバから公衆送信する形態をとる非対面のオンデマンド授業は対象となっていない。インターネットの活用により、従来の授業を革新し、双方向型の授業、反転授業等が模索される中、本規定はそのような流れを進める上での大きな障壁となる。</p> <p>政府は、日本再興戦略で、「対面・書面原則を転換し、「原則」をルール化する」ことを閣議決定していることから、上記は早急に見直しが必要である。</p> <p>なお、当連盟は、日本再興戦略で言及された「IT利活用を推進するための新たな法制上の措置」に係る具体的な提案を行っており、本件もその中の一環として整備されるべきである。 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省	<p>ご提案のような目的での著作物の利用については、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第17条第1項、第2項)。</p> <p>この他、著作権法上、一定の場合には、権利制限規定により、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、公表された著作物は、公正な慣行に合致するものであり、かつ引用の目的に正当な範囲内で行われるのであれば、引用して利用することができます(同法第17条第3項)。</p> <p>なお、学校その他の教育機関における著作物の利用については、一定の条件の下で、複製や授業の同時中継のための公衆送信を行うことができます(同法第17条第3項)、インターネット上のサーバから公衆送信する形態をとる非対面のオンデマンド授業においては、権利制限規定の適用がある場合を除き、権利者の許諾なく著作物を利用することはできません。</p>	著作権法第32条第1項、第35条、第63条第1項、第2項	事実認識	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、教育の情報の推進等に関しては、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について、教育関係者や権利者の意見を聴取した上で、検討を行っているところです。
271231033	27年11月2日	27年12月9日	27年12月31日	リバースエンジニアリングに関する著作権法の適法性の明確化	<p>【提案の具体的内容】 セキュリティ目的のリバースエンジニアリング()が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。 ()Reverse engineering, ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。</p> <p>【提案理由】 リバースエンジニアリングは、サイバーセキュリティに関連する産業を振興していく上で必要不可欠な作業であるものの、著作権法の取り扱いが必ずしも明らかでなく、事業者にとっては予見可能性がない。上記の提案は、政府のサイバーセキュリティ戦略13ページにも明確に盛り込まれており、早急に進めるべきである。</p> <p>なお、当連盟は、日本再興戦略で言及された「IT利活用を推進するための新たな法制上の措置」に係る具体的な提案をしているが、本件もその中の一環として実施されるべきものと考え、 http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=458</p>	(一社)新経済連盟	文部科学省	<p>著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第17条第1項、第2項)。</p> <p>この他、著作権法上、一定の場合には、権利制限規定により、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、公表された著作物は、著作権者の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の利用に供する場合には、その必要と認められる限度において、権利者の許諾なく当該著作物を利用することができます(同法第30条の4)。</p> <p>また、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができます(同法第47条の3)。</p> <p>ご提案のような著作物の利用についても、要件に該当するものについては、これらの権利制限規定の適用があるものと考えられます。</p>	著作権法第30条の4、第47条の3、第63条第1項、第2項	事実認識	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、セキュリティ目的のリバースエンジニアリングについては、その適法性の明確化のため、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に設置した新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム等において必要な検討を行うこととしています。
271231034	27年11月2日	27年12月9日	27年12月31日	包括的な権利制限規定の導入	<p>平成26年6月閣議決定の規制改革実施計画にクラウドメディアサービスが含まれていることから、規制に該当すると考えられる。</p> <p>文化審議会著作権分科会で、プライベート・ユーザーアップロード型の枠内で行われる利用行為についてユーザー主体であり権利者の許諾を得ることは特段不要と再確認されたが、下記の未解決の問題がある。今後、議論をさらに積み重ね、問題の解決につなげるべく、制度の見直しができるべき。</p> <p>米国で可能なネットやクラウドビジネスが日本ではできていないという実態がある。この点に關し知的財産推進計画2010(知的財産戦略推進本部策定)に沿って、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、一定の類型について規定の導入が提言され、2012年に著作権法が改正されたがいまだ不十分である。</p> <p>技術の進歩により新たなサービスが想像を超える速さで次々と生まれて(る今日において、事業者が権利性の高いサービスを時宜に応じて提供し、世の中を豊かにしていくために、個別のニーズだけでなく、将来のビジネス環境の整備が必要である。</p> <p>2014年度文化審議会著作権分科会では、「現に各サービスを行っている事業者」からのヒアリング等から「法改正を行うに足る明確な立法事実は認められなかった」と結論づけられたが、現行法における萎縮効果を払拭し、将来のビジネス環境の整備のための必要性があることを立法事実として捉え、法改正を行うことが必要。</p> <p>ネットワークプラットフォームがフェアユースのある国で急激に進展していることに伴い、事業者/ユーザーが柔軟性のある国に移行し、国内産業がますます疲弊することが懸念されるため、米国だけではなく、台湾、フィリピン、スリランカ、シンガポール、イスラエル、韓国、マレーシアなど世界各地で著作権法に柔軟性のある規定を導入する動きが相次いでおり、それらの国では、著作権の保護と利用のバランスを確保しつつ、イノベーションを促進させることを目的にそのような改正を行っており、国際競争に勝つためには我が国も同等かそれ以上の改革が必要である。権利者に不当な不利益を与えない範囲で、国民が世界最先端の技術の恩恵を享受できるよう、「日本を」世界で最もイノベーションに適した国にするべく、著作権法の改革の断行が求められる。</p> <p>著作権法への包括的な権利制限規定の導入による制度見直しを要望する。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	文部科学省	<p>著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第17条第1項、第2項)。</p> <p>この他、著作権法においては、一定の条件の下、著作権者の許諾なく著作物を利用することを可能とする様々な権利制限規定が設けられています(同法第17条第3項、第49条)。</p> <p>これらの権利制限規定は、権利の保護と著作物の利用のバランスを図るため、制度の目的に応じ、適切な柔軟性を確保することも配慮して定められています。</p>	著作権法第30条第1項、第63条第1項、第2項	事実認識	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、ご要望の「包括的な権利制限規定」の指し示す内容及び当該制度整備により解決すべき課題の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、現在、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に設置した新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームにおいて、広く国民から募集した著作物等の利用円滑化のためのニーズを基に、権利制限規定やクリエイティブな在り方について、検討を行っています。権利制限規定の在り方を検討するにあたっては、新産業創出の観点も含めた、将来の社会の変化に対応できる柔軟性を確保すること及び権利の保護と著作物の利用のバランスにも留意しているところです。